

コンゴにおける鉱業コンセッション制度の変化

あん どう かつ み
安 藤 勝 美

は し が き

- I ベルギー領コンゴにおけるコンセッションの態様と意味
 - II コンセッション付与の実態と歴史
 - III 独立後のコンセッション制度の変化
- む す び

は し が き

1960年に独立を勝ちえて、コンゴはベルギーの支配を脱したが、それを契機としてレオポルドII世時代からの鉱業開発に関する諸権利がどのように変化したかを明らかにするのが本論文の目的である。

コンゴに限らず多くのアフリカ諸国は資源にめぐまれ、とくに20世紀初頭からヨーロッパ諸国にとって低廉また確実な原料の供給地として開発されてきた。アフリカにおいては植民地主義勢力をアフリカ大陸の内部に導いたのは、とくに鉱物資源であり、ヨーロッパ諸国はこの鉱業開発を一つの植民地行政の核として強力な植民地体制を確立してきた。

そして、植民地政府の保護のもとに各地で鉱山経営が行なわれ、植民地政府や宗主国の財政をうるおしてきた。その際実際の開発はコンセッションを得た会社が行なってきた。その代表的な例がこの論文に述べようとするコンゴのユニオン・ミニエール社であり、同社はコンゴのカタンガ地方の銅の開発を一手に行なってきたものである。植民地時代の鉱業開発はこのコンセッション制度を

一つの軸としていた。1960年におけるコンゴの独立は従来の植民地体制の崩壊を意味するが、この事実によって、従来の資源に対するコンセッション制度がどのように変わってきたかは、戦後多くの新興国にみられる資源に対する主権の確立という点から、重要な問題となってきた。

ここではさしあたり、この変化の法的な側面、すなわち資源開発に関する権利関係の変化を中心にみてみたいと思う。

そのため、第1に、ベルギー領コンゴにおけるコンセッションの態様と意味、第2に、このコンセッションの実態とコンセッション付与の歴史、第3に、独立後、植民地時代のコンセッション制度がどのように変化してきたか、最後にコンゴにおけるコンセッション接收の意味するところ、を述べることにしよう。

I ベルギー領コンゴにおけるコンセッションの態様と意味

1908年10月18日に公布された“Loi sur le Gouvernement du Congo belge”の第15条はコンゴにおけるコンセッションの態様と内容を規定している。この法令は“Charte Colonial”また“Charte du Congo Belge”すなわち「コンゴ憲章」と言われるものだが、これはコンゴの憲法を意味しているものではない。たとえばベルギー憲法(Constitution)が三権の関係、国家権力と個人の間を取り扱っているのと異なって、なんら国家の基本理

念や構成を扱っているものではない^(注1)。

しかし、通常「コンゴ憲章」と呼ばれるこの法令は憲法のような国家の基本理念をうたったものでなくとも、ベルギー領コンゴの基本的な法令であって、ベルギー国、外国人、土着民の諸権利、公権力の行使、植民地コンゴの各大臣や植民地委員会の権限、さらに対外関係を定めたもので、レオポルド王の公布した重要な法律である。

問題のコンセッションは、憲章第3章「公権力の行使」の中に規定されている。すなわち、

「第15条、一つの特別法が、鉄道と鉱山のコンセッションについてまた公有財産(Biens Domaniaux)に関しての諸規則を定めることとなる。

その間、鉄道あるいは鉱山に関するすべてのコンセッション、10ヘクタールをこえる公有財産のすべてのセッションとコンセッションについては、それらがいずれであれ、ある期間内においては、法令によって許可され、あるいは権利があたえられる。

法令草案は関係書類をそえて、議国会期中の30日以内に両院の事務局に提出するが、その対象となるのは次のものである。

(1) 鉄道、鉱山、鉱地あるいは金鉱地のコンセッション

(2) 1万ヘクタールをこえる公有地のセッション

(3) もしその面積が2万5000ヘクタールをこえ、またコンセッションが30年をこえて与えられる場合の公有地使用のコンセッション

(2)項および(3)項に規定された面積の最大規模を決めるためには、セッション譲受者あるいはコンセッション受益者が以前に利益を受けていた公有財産のセッションあるいはコンセッションを考慮に入れるものである。

コンセッションを認めるすべての行為は、限られた期間中に行なうよう制限され、買戻し条項を含みさらに失効の場合を規定する^(注2)。

このコンゴ憲章は1908年に制定されてから34年の間、暫定的なものであったが、1942年5月19日にはじめて確定的なものとなった。しかし第15条の内容は改正されていない。

この第15条におけるセッションとコンセッションの内容は次のようなものである。

まず両者の違いは、セッションは所有権の譲渡を意味し、それゆえ、売買、贈与、交換等の契約を含む。これに対してコンセッションは賃貸借権、永小作権のような受益権の譲渡のみを意味する^(注3)。

次に、公有地(Terres Vacante, Terres Domaniales)とは、完全に無主地を見られる広大な土地で、ベルギー人のコンゴ入植の時には私的な所有となっていなかったものである^(注4)。

1885年7月1日の王令によって、当時のコンゴ独立国は、すべての無主地の所有者となることを布告した。つづいてコンゴ独立国は、同地に招きたいと思う権利受益会社にその土地の大部分を配分している。

次にセッションとコンセッションについてその範疇を明らかにしておこう^(注5)。

(1) 第1のカテゴリーとして、セッションとコンセッションは一般に王令(arrêté royal)という単純な行政行為によって許可されるものがある。

この種のセッションやコンセッションが与えられるのは鉄道、鉱山、公有地にのみ限らない、道路交通、空輸、狩猟に関するものもある。

さらにこれらの行政行為は国際条約や法令によって制限されている。たとえば、(イ) St-Germain-en-Laye (1919年) 条約はコンゴ盆地における航行、

通商の自由を認めている。(ロ)1952年5月6日の法令は湖水の利用や流水の利用に関するコンセッションを特別に定めている。(ハ)1932年7月12日の法令は漁業のコンセッションを定めている。

(2) 第2のカテゴリーとしてのセッションとコンセッションは、議会の干渉なしに法令によって認められるものである。これは公有地のセッションで1件1万ヘクタールをこえぬものである。さらに最大限30年の期限の公有地に対するコンセッションは2万5000ヘクタール以内とする。

(3) 第3のカテゴリーとしてのセッションとコンセッションは法令によって認められるが、法令はコンゴ委員会(Conseil du Congo)^(注6)の意見に従い、議会開会中の30日の間に両議院の事務局に提出されなければならないものがある。その対象は、(イ)鉄道、鉱山、鉱石・金が出る川州のコンセッションとセッション、(ロ)1万ヘクタールをこえる公有地のセッション、(ハ)30年をこえる2万5000ヘクタール以上の土地のコンセッション。ただし、この点に関して次のような例外がある。それは1937年9月24日の法令63条の鉱山法を修正した1942年10月27日の法令によるもので、面積800ヘクタールをこえない鉱山のコンセッションは総督によって認められるもので、法令や議会の同意を必要としない。

セッションおよびコンセッションの態様と意味は以上のようなものである^(注7)。

(注1) Jean Pierre Paulus, *Droit Public du Congo Belge* (Bruxelles, 1959), p. 71.

(注2) J. Paulus, p. 462.

(注3) J. Paulus, p. 112.

(注4) J. Paulus, p. 112.

(注5) J. Paulus, pp. 112~116.

(注6) “Conseil du Congo Belge”が正式名であり、もともとは“Conseil Colonial”と呼ばれていた。コンゴ政府の諮問機関であって、意見や希望を表明す

るのみで、決定をあたえる機関ではない。その費用の支出はコンゴ政府による。14名の委員から構成され、うち8名は国王の指名による。

(注7) この憲章第15条は基本的な鉱業権を定めたものであって、後に述べる *Comité Spécial du Katanga* や *Comité National du Kivu* のような譲許権代行会社の場合はこの憲章を基本として、それぞれ独立の権限を持っていた。

II コンセッション付与の実態と歴史

コンゴの鉱業コンセッション付与の実態と歴史について述べておこう。ベルギーは、ほとんどベルギー系会社に独占的利権を与えてコンゴの天然資源の開発を行なうという植民地政策をとってきた。その際、利権付与の条件は、第1に、会社が関連地区のインフラストラクチャーと社会公共施設の開発を援助すること、第2に、コンゴ政府にその株式のあるいは収入の何パーセントかを納入すること、であったが、これはコンゴの鉱業開発に際しての基本的な原則であった。

このようなベルギーの政策のもとで、具体的に鉱業コンセッションがどのように付与されてきたかを述べてみよう。

まずコンセッション付与の前史ともいべき、「コンゴ商工業開発会社」(*La Compagnie du Congo pour le Commerce et l'Industrie=CCCI*)と「カタンガ会社」(*Compagnie du Katanga=CK*)の設立のいきさつ、つづいて譲許権代行会社(たとえばカタンガ特別委員会)と譲許会社(たとえばユニオン・ミニエール社)の設立を述べてみよう。またこれに関連してコンゴ政府がコンゴ内の各種企業に対して持つ株(*Portefeuille*)や国債についてもふれておこう。前者はコンセッション付与の条件として各社の株を取得する制度であり、またコンゴの国家資本形成の手段となったものである。

鉱業開発が具体的に始まる前のコンゴは「コンゴ独立国 l'Etat Indépendant du Congo」といって、レオポルド二世の統治する国であった（のち1908年に国王個人の手を離れてベルギー領となった）。国王は、1886年に先に述べた CCCI という持株会社をつくった。設立の目的は次のようなものである。コンゴ開発に対する国王の私的負担は増加するのみで収益はなかったため、財政建て直しのためコンゴの天然資源および無主地の国有化を宣言した。つづいて事業を行なおうとする会社にこれらを譲許し、その代わりに譲許料をとる制度をとったものである。

他方1889年にセシル・ローズの設立による British South Africa Company が南アフリカからローデシアをとおって進出してきていたが、国王はカタンガを確保するために CCCI を通してカタンガを開発する会社である La Compagnie du Katanga (CK) を設立した。この会社はカタンガ州の3分の1の土地（ベルギーの18倍）の開発権を与えられた。さらに同社はカタンガ州における警察権、徴税権その他の権利を与えられたが、代わりに国家は株式の10%を取得し、1人の役員を派遣し、さらに同社の事業からあがる利益の3分の2を得ることになった。

このCKからカタンガ特別委員会 (Comité Spécial du Katanga—CSK) の設立へと発展してくるが、その設立には次のような背景がある。CK と王との協定 (1891年協定) によってカタンガ州は120平方キロずつの4600ブロックに区分された。しかしこの区分けは次のような不便な点があった。たとえば王領 (全体の3分の2) と会社領 (3分の1) との境界線にまたがる鉱区の場合など、その特許料の処理は技術的に困難であった。そのため一つの会社をつくって、それにすべての管理をまかせ

ることとなって生れたのが CSK である。同社は1889年に設立され、1990年までの期限で開発権のほかにカタンガ州の警察権、徴税権、鉱山管理権を掌握した。CK は以前に所有していた権利を CSK に譲ったわけであるが、その結果 CK は単なる持株会社となった。

この CSK は Compagnies à Charte (チャータード会社)、また Pouvoirs Concédants といい、多くの特権を与えられる代わりに国家に株式あるいは議決権のシェアを与える、すなわち半官半民の体制をとった会社である。

CSK の場合には、コンゴ政府は同社の資産の3分の2をもち、利潤の3分の2をうけとる権利をもっていた。また他の譲許権代行会社である Comité National du Kivu に対しては優越した権限をもっていたが、資本の9%しか保有しておらず、また第3の譲許権代行会社である Chemins de Fer des Grands Lacs 社には、コンゴ政府は資本参加していなかったが、利潤の47.4%を受け取る権利をもっていた^(註1)。

CSK が鉱山管理を行なうにあたっては、1937年7月24日の鉱山法に基づいて、領域内の鉱物資源を譲許することができた。この際、調査の特別許可、鉱山の開発許可あるいは鉱物の処理を許可するのは王でも総督でもなく、CSK であった^(註2) (註3)。

一方、先に述べたイギリス系資本のカタンガ進出は、Tanganyika Concessions Ltd. (TC) を先兵として行なわれたが、この TC は1901年にカタンガ地方に銅を発見し、その後の5年間一定地域の採掘権を得ることになった。その条件は第1に、この TC が売却する銅5万重量ポンド毎に、そのうちの3万ポンドを CSK が売却を担当すること、第2に、銅の新しい鉱脈を発見した場合、その利

益の40%はTC, 60%はCSKがとること, というものであった。

その後ベルギーの財閥 Société Générale de Belgique (S. G. B. or S. G.—CCCI および CSK の大株主) は CSK からカタンガにおける3万4000平方キロの土地の開発権を譲り受け, さらにCK および先の TC の参加をえて, 1906年10月28日に Union Minière du Haut-Katanga を設立した。

ここで主導的役割を演じた SGB とは, 1822年に設立され, ベルギー王室も個人的に財政的な参加をしている。

この SGB についてももう少しふれておくことがベルギーのコンゴ支配を知るに便宜であろう。SGB はたとえばアメリカの Bank of America, U. S. Steel, General Motors, T. W. Aなどを合わせたような大財閥で, SGBの1965年当時の資産は約34億ドルといわれ, これはベルギーの全金融資産の約48%にあたるといわれる。SGBはコンゴにその資産の約5分の1, 6億6000万ドルを投資しており, UM をはじめとして多数の子会社を通じてコンゴ経済の7割を支配していたものであり, コンゴの実際上の支配者の一つであった。

UM は1990年3月までを期限とするコンセッションを与えられ, 1000万ベルギー・フラン (1906年当時, 5ベルギー・フラン=1U.S.ドル) を資本金として発足した。資本金10万株は SGB と TC が半分ずつ所有し, 配当付株式10万株は, TC が4万株, CSK が6万株を所有していた⁽¹⁴⁾。

その後(1962年), この株式総数は124万2000株となり, そのうち当初株主としてはいっていないフランス人が全体の25%の株を所有している。独立当時の株主とその保有の割合を図示しておく。

SGBの保有率が低下して個人株主がふえている

のが特色であるが, 当初ベルギーとイギリスのみの参加であったものが, その後フランスを始めとして, アメリカも TC を通して UM に参加して行くようになった。

第1表 UM株主と保有の割合⁽¹⁵⁾ (単位: %)

	資 本	投 票 権
コ ン ゴ 政 府	18.14	23.82
T C	14.47	20.21
C K	8.77	13.40
S G B	4.64	6.94
個 人 株 主	53.98	35.63

(出所) S. Hempstone, *Katanga Report*, p. 49.

UM は設立後13年目から利益を配当しはじめ, 独立前にはカタンガ州の歳入の80% (8400万ドル) は UM によって支出されていた⁽¹⁶⁾。UM はまたアナコンダ, ケネコットに次いで世界第3の銅鉱山会社であり, カタンガ地方はアメリカ, チリ, 北ローデシア, カナダについて5番目の銅生産高を誇っていた。その地位の重要性はたとえばカタンガが全共産圏が生産する11トンに対して6トンの割合で銅を生産していることで知れよう。ソビエトがコンゴ問題に関心をもつのも, またフランス, アメリカがコンゴ問題に関心を持つのもすべてこの銅のためといえよう。

またこの UM はベルギーの銅消費量の全量とフランスの7%をまかなっていた。そのほか, UM は1960年には8222トンのコバルトをアメリカに輸出したが, これは当時の世界生産量の60%を占めていた。さらにゲルマニウムは世界の16% (2万5101キログラム), マンガンの5%, ラジウムのすべて (27.6グラム) を生産していた。他に亜鉛 (世界の4%), カドミウム (3.5%), 金, 銀 (1.6%) を生産しており, また鉄, 石炭も産するというように資源の豊庫といわれるカタンガに君臨していた。UM は設立後55年の間に630万トンの銅, 11万6000

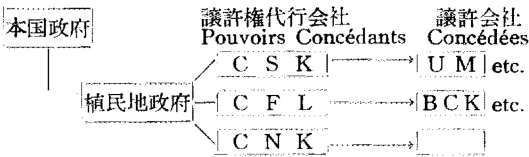
トンのコバルト、240万トンの精製亜鉛を生産している。

UMはコンゴ国内においては、教会、国家と並んで三頭政治の一つといわれる大企業の中心的存在として、コンゴの独立まで発展を続け、1960年には4730万ドルの収益をあげていたものである。

CCCI から CK, さらに CSK が設立され、最後に UM が設立される経過にふれることによって、鉱業コンセッションの系譜を述べてきた。最後にこのコンセッションの意義とそれを付与する会社、“Pouvoirs Concédants”の仕組みを明らかにしておこう。

まずコンセッション付与の流れを図示しておこう(注7)。

第1図 コンセッション付与の流れ



(注) 上図の略語を説明すると、以下のとおりである。

- CSK——Comité Special du Katanga
- CFL——Compagnie des Chemins de Fer du Congo Supérieur aux Grands Lacs Africains
- CNK——Comité National du Kivu
- UM——Union Minière du Haut Katanga
- BCK——Compagnie du Chemin de Fer du Bas-Congo au Katanga

この第1図に示してあるとおり、植民地時代はコンセッションはベルギー民間資本等の開発会社に譲許(Concéder)されていた。三つの譲許権代行会社(Pouvoirs Concédants)は植民地政府から開発権譲許の代行を委託され、これらがコンセッションを民間の開発会社に譲許しており、譲許された会社を譲許会社(Concédée)と呼び、UMをはじめ、BCK(注8)やフォルミニエール(La Forminière)(注9)などが知られている。

コンセッションは土地、森林、鉱物、水(これのみは政府が直接にコンセッションを与えた)など重要資源の開発権であって、譲許の仕組みは、政府は資本と技術を民間会社にまかせる代わりに開発権を与え、他方、政府は保安と行政面を担当し、さらに会社に役員を派遣し、また株式の一部(通常15~20%)を取得するというものである。

コンゴ独立国時代、政府はコンゴ全土を「原住民居住地」(Terres Indigènes)と「公有地」(Terres Vacants または Terres Domaniales)とに分け、前者では原住民の先住権を認め、後者ではベルギー系資本に重要資源の開発を認める政策をとった。そして政府から開発権を認められた3社のステイタスは次のようなものである。

第2表 Pouvoirs Concédants 3社のステイタス

名称	設立	根拠協定	権限
C. S. K - Comite Spécial du Katanga (存続期限) 2000年マデ)	1900年	「コンゴ独立国」とCKとの1900年6月20日の協定	カタンガ州特定地域における土地、森林、鉱山開発権の譲許権
CF.L-Ciedes Chemins des Fer du Congo Supérieur aux Grands Lacs Africa- ins (存続期限) 2011年)	1902年	「コンゴ独立国」とC.F.Lとの1902年の協定	コンゴ東部特定地域における土地所有権と、鉱物、森林の開発権の譲許権
C. N. Ki-Comite Natianal du Kivu (存続期限) 2011年)	1928年	植民地政府とSté Belgo-Africaine du Kivuとの協定	キブ州内特定地域における土地、森林、鉱物の開発権の譲許権

(出所) 東京銀行調査部「コンゴ共和国経済概観」(『東銀調査資料』, 第54号), 3ページ。

コンゴにおけるこのようなコンセッションの制度は、ベルギーのコンゴ植民地政策の一環をなしている。ベルギーは、第1に、ベルギー人が行政機構と産業経営の中核にいて、コンゴ人には関与

させなかった。第2に、この行政、産業部門はベルギー本国から切り離され、広範な自治を与えられていた。第3に、資源の開発は民間資本と植民地政府との協力によって行なわれていた。コンセッション譲許制度はその具体的な形態であり、ベルギーの植民地政策の在り方をよく示していた制度である。

(注1) Pierre Joye et Rosine Lewin, “Les Trust au Congo” (Bruxelles, 1961), 第9章 Le Portefeuille du Congo et les Compagnies a charte. 邦訳「旧ベルギー領コンゴにおける国家と独占体」《コンゴ株 (Le Portefeuille du Congo)》と特許会社の解体, (『産業貿易研究』, No. 18, 1963年6月), 2ページ。

(注2) Pierre Paulus, *Droit Public du Congo Belge* (Bruxelles, 1959), p. 121.

(注3) 鉱業権は土地所有権とは独立のもので、この鉱業権を得るためには、一般探鉱許可、特別探鉱許可、採掘許可の段階をへて、後に出願者の選択によって鉱石処理許可をえる。

(注4) Smith Hempstone, *Katanga Report* (London, 1962), p. 49.

(注5) Hempstone, p. 49. ただし、何年かは明示されていない。独立当時と思われる。

(注6) Hempstone, p. 49.

(注7) 東京銀行調査部「コンゴ共和国経済概観」(『東銀調査資料』, 第54号, 昭和44年4月), 3ページ。

(注8) Compagnie des Chemins de Fer du Bas Congo au Katanga. 独立後これは国有化されている。SGBの鉄道会社。

(注9) Société Internationale Forestière et Minière du Congo. 1906年の創立。カサイ州のダイヤモンド採掘会社。

III 独立後のコンセッション制度の変化

次に独立後のコンセッション制度の変化をみてみよう。コンゴは1960年6月30日に独立したが1965年11月29日におこったモブツの無血クーデターまで内乱が続いた。その原因の一つとして、資源の宝庫であるカタンガ州の帰属の問題があった。ベ

ルギーは、イギリスやフランスなどの旧植民地国と協調してカタンガの分離独立をはかったが、コンゴに連邦国家を作ろうとするアメリカの企図のために成功しなかった。その後、モブツによって一応の安定をえたコンゴはいくつかの強力な政策を実行しなければならなかった。たとえば内政面においては政治改革と経済安定化をはかることであり、対外的にはアフリカ諸国との国交改善、外国の経済協力の積極的受入れ政策をとることであったが、なによりも、植民地時代からのコンセッション制度の解決と、ユニオン・ミニエールの在コンゴ資産の接収にみられる資源に対する主権の確立が重要であった。

植民地時代のコンゴ旧政府はコンゴ国債と、いわゆる Portefeuille du Congo という株式を所有していた。このベルギー政府のコンゴへの投資は、Portefeuille については1958年には375億フランになっており、国債は同年にはやはり425億フランに達したといわれる^(註1)。独立後この資産の帰属はベルギー政府とコンゴ新政府との間の大きな問題となった。すなわち、ベルギー政府の所有する Portefeuille はコンゴ政府に贈与すべきかどうか、また国債については、それはベルギー政府の名において保証されているがその資金はすべてコンゴに投下されているので、コンゴ新政府が国債の返済義務を継承すべき国となるのではないかという問題があった。

この二つの件はいわゆる Contentieux Belgo-Congolais (ベルギー・コンゴ間紛争) といわれるもので、1964年3月22日にレオポルドビル協定としてチョンベ首相の解決するところとなった。

このようにコンゴの独立後は解決されるべき問題が数多くあったが、コンセッション制度はその中心的なものであった。これと関連してコンゴ旧

政府がコンセッション譲許の代わりに取得していた各企業の株式の帰属問題がある。またコンゴ旧政府が発行していた国債がだれに帰属するかという問題があった。コンゴ旧政府はこれらの株式や国債を通じてコンゴ経済に密着し高度な国家資本を持つ国として発達してきたので、コンセッション制度に関連して株式と国債の帰属が大きな問題となってくるのである。

コンセッションの譲許とその反対給付として得る株式の密接な関係を明らかにしたので、次にこの両者がどのようにコンゴ新政府の手に渡っていったか、を述べてみよう。

独立後の動乱の中で、すなわち1964年12月4日、チョンベ首相はベルギー政府に対して、旧ベルギー植民地時代の譲許権代行会社3社を1964年11月29日付のコンゴ共和国法令によって解体することを通告した。

これは同譲許権代行会社に与えたコンセッション譲許権と旧政府保有の株式の帰属を解決しようとしたものである。

株式に関しては後にも述べるが独立直前、当時のコンゴ旧政府はその保有する株式をすべて譲許権代行会社に移していたものであって、1964年11月29日付の法令はこの措置に対する公式の反対表明であった。さらにこの法令は次におこる資源のコンゴ化およびUMの接収に対する第1段階としての措置であった。

同法令第2条は次のように規定している^(注2)。

「1900年6月19日コンゴ独立国と la Compagnie du Katanga との間に締結された協定により設立され、かつ、コンゴ独立国の1900年12月6日の政令によって法人格を与えられた la Compagnie Spécial du Katanga (CSK) は解体される。

1900年6月19日の協定および他のすべての規定

にもとづき CSK に与えられていたいっさいの権利はコンゴ共和国に帰属し、これまで CSK に帰属していたいっさいの権利および資産は、今後コンゴ共和国が所有する。すなわち、共和国のみが CSK の参加によって管理されていたすべての財産の唯一の所有者となる。」

さらに同法第3条は、他の二つの譲許権代行会社が持つ土地、森林、鉱山のいっさいの権利を得ることを定めている。

この政令がどうして公布されたかについて少しくその理由を述べてみよう。同法第1条は1960年の6月20～24日の間にベルギーと CK をはじめとする他の二つのチャータード会社の協定を否認している。コンゴの独立に先だって旧政府は1900年6月19日の協定による CK との株式の共同所有についての終結を宣言したが、これは旧コンゴ政府のもつ株式が新政府にひきつがれることを予防した措置であったため、新政府は法令第1条によってこの措置を否認したものである。

コンゴ政府はこの法令を公布する法的根拠として次のような見解を示している^(注3)。

第1に、1891年、1900年の協定当事者であるコンゴ独立国は、理論的なもので現実的でない、“romote, embryonic state” であって、土地およびその上下の物について処分する権利をもたず、また所有者でもなかった。

第2に、ここで独立国は CK との協定によって今までの無主地に関する考え方を変えている。それまでは原住民所有の土地は慣習上共同財産とされて国家の所有ではなかったが、植民地政府の新しい解釈は、原住民の持つ家屋や菜園を除いたすべての土地を無主地とした。このことはコンゴ独立国が個人企業に譲許した土地を無主地すなわち公有地に編入したことを意味する。

第3に、1891年にベルギー法によって設立されたCKの活動はコンゴ領内で行なわれており、その本部はエリザベトビルにあったが、独立にあたってCKは1960年6月17日のベルギー法によってその本部をブラッセルに移した。しかもその法的地位を変更しなかった。元来CKは普通の営業会社ではなく、CKは主権が譲許された会社でありまた植民地化を推進するための企業として設立されたものである。すなわちCKは土地とその上下の開発権を有し、さらに軍事的、警察的な権限も与えられている。CKは土地を得るのに代償を支払うこともなく、コンゴ独立国の権力行使の道具として、現住民の犠牲の上に土地を譲り受けていたものである。

CKの存在を認めていた公権力と王の権威は、従来の法秩序の消滅によって事実上なくなることは次のような理論によって認められている。すなわち国家主権の変更によって、継承国の法秩序がすぐさまとって代わり、すべての法関係を支配する。しかし有効な私的権利は——それが新しい公法と対立しない限り——その性質も内容も変化しない、ただ私権の変更が消滅に関する法に影響される。

この法理論から言えば、CKが持つ権利は新しい法の下では認められることはできない。CKが持つ諸権利はコンゴ共和国に受けつがれるものとなる。

またこれらの原則は他の二つの譲許権代行会社にも適用されるものである。

以上の理由によってコンゴ新政府は譲許権代行会社の譲権利がコンゴ共和国に帰属すべきことを宣言した。それはまた1960年6月に、ベルギーが譲許権代行会社の3社の資産、負債について協定を行なった措置を否認している。

このコンゴ新政府の措置に対してベルギーのスパーク外相は、それはレオポルドビル協定に対する違反であると批判した。レオポルドビル協定ではコンゴ国債（ベルギー政府がコンゴ政府の名において発行したもの）についてはここで新政府の債務を確定し、またPortefeuilleについてはそれはすべてコンゴ新政府に1990年までに贈与されることが決められ、その実施細目が交渉されている段階にあったからである。

この問題は1965年2月6日の「チョンベ・スパーク議定書」の調印によって解決されている。すなわちPortefeuilleはコンゴ新政府にすべて継承されることとなった。国債については、(1)ベルギー政府の保証のあるものはコンゴ政府が全て継承することとし、(2)保証のないものは両国で「ベルギー・コンゴ国債償還基金——Fonds Belgo-Congolais d'Amortissement」を設立して、その発行する新「基金債」と旧国債を交換することとした。

チョンベによってコンゴのPortefeuilleやコンセッションは一応解決された。ただこの措置は譲許権代行会社が持つコンセッションをコンゴ化したものであり、譲許権代行会社から現実にコンセッションを受けている譲許会社たとえばユニオン・ミニエール社の現に効力あるコンセッションにまでは及んでいない。

このコンセッションに対してはコンゴ新政府は次のような政策をとっている。まず独立直前のコンゴ旧政府の措置から述べてみよう。

コンゴの独立直前に、ベルギーは次のような方法によって、コンゴ内のベルギー会社がコンゴ新政府の手中にはいることを防止した。

第1に、1960年6月17日の「植民地法令」は、ベルギー系企業にベルギー国籍かコンゴ国籍かを

自由に選ぶことを認めたが、その目的はユニオン・ミニエール社などの主要企業を植民地籍からベルギー国籍に移すことで、実際に、ほとんどの会社がベルギー国籍に移っている。

第2には、三つの譲許権代行会社とコンゴ旧政府との協定(1960年6月)で、これは三社の代行権を、独立後もそのまま存続させようとしたものであり、一種の「治外法権」の成立といえる。

この二つの措置がとられたことによって、ベルギーとコンゴ新政府とが対立したがその背景にはベルギー側の既得権の維持とコンゴ側の独立国としての主権確立という対立がみられる。この状態に終止符をうったのはチョンベに代わったモブツ大統領であり、モブツはチョンベにみられるような妥協を排し、治外法権の排除を目的として、1966年6月7日にいわゆるパカジカ法を公布した。

この法律は第1に、1960年6月30日(独立日)以前に与えられたすべての土地、森林、鉱物のコンセッションを再審査し、改めてコンゴ政府の手で与えること、第2に、コンゴ国内の企業はすべてコンゴ国籍をとり、また本社をコンゴ国内におくべきことを定めたものである。この法律の目的は第1にチョンベ首相が改革しなかった現行のコンセッションの改革であり、第2には1960年6月17日の植民地法令、すなわち植民地国籍をベルギー国籍に移すことを目的とした法令の再度の否認である(注4)。

しかしこの法令の本当の目的は「国家の中の国家」といわれる程の自治権を持ち、その納める税金がコンゴの総予算の45%を占めるというユニオン・ミニエール社の接収であった。

独立国としては一国内にこのような外国企業の存在を認めることはできないことは当然で、モブ

ツ大統領は このためユニオン・ミニエール社に対して1967年1月1日までに国籍と本社所在地をコンゴに移すことを要求した(注5)。

これに対してユニオン・ミニエールはその事業がコンゴだけではなくヨーロッパ、アメリカでも行なわれていることを理由に国籍の変更も、本社移転も不可能であると回答した。これに対してモブツは接収が目的でなくただコンゴの法律に従わせることが目的であることを表明したが、ユニオン・ミニエール社はそのコンゴ部門を切り離してコンゴ籍の会社を作り、コンセッションを維持することをしなかった。

1967年1月1日にユニオン・ミニエール社の在コンゴ資産は接収され、新しい会社ジェコミン(GECOMIN-Générale Congolaise des Minerai)sが設立された。ジェコミンのその後の活動は必ずしも順調でなく、1967年2月15日ジェコミンはユニオン・ミニエール社と次のような協定を結んだ(注6)。第1に旧ユニオン・ミニエールの技術者の残留、第2にSGM社(ユニオン・ミニエール社の子会社)に購売権を委託(期間5年間)、第3にそのためSGM社に手数料を5%支払うこと、を主な内容としている。

この協定は一面、ユニオン・ミニエール社がその接収されたことを認めたことを意味するが同時に名を捨てて実をとるという現実主義的な政策への変更を意味する(注7)。

第2に、コンゴ側にとってこの協定は、一方的に行なった接収を合法化したことを意味している(注8)。

ユニオン・ミニエールの接収およびこの1967年2月15日の法令によって植民地時代からのコンセッション制度が一掃され、鉱業開発権について新しい時代にはいったことを意味している(注9)。

(注1) 「コンゴ動乱とベルギーの資産」(『東京銀行月報』, 第17巻第2号, 1965年2月号), 43ページ。

(注2) “Congo Decree cancelling Belgian Companies’ Rights to grant Mining Concessions,” *International Legal Materials*, Vol. IV-2 (March 1965), p. 232 による。これは公式のフランス語文の英訳である。

(注3) “Congo” Explanatory Statement, pp. 233~238.

(注4) Robert Kovar, “La ‘Congolisation’ de l’Union Minière du Haut Katanga,” *Annuaire Français de Droit International*, Vol. XIII (1967), p. 763において, Kovar はこの Loi Bakajika は 鉱床に対するコンゴの主権を確認し, コンセッションの再評価を認めたものと述べている。

(注5) この経過については拙稿「経済自立と資源の国有化政策」(星昭編『アフリカ諸国における経済自立』, アジア経済研究所, 1969年)を参照。

(注6) “Convention de coopération technique et protocole annexe,” *Congo 1967* (CRISP, Bruxelles, 1968), pp. 481~486.

(注7) その後ユニオン・ミニエール社は, Union Minière du Haut-Katanga から単に Union-Minière と社名を変えている。また, カナダ, オーストラリア, モロッコ, スペイン, フランスなどの鉱山会社に出資を行ない, 国際的ホールディング会社になろうとしている。

(注8) この協定が調印されることによって, 「コンゴ政府にとってそれは経済的独立への新しい歩みであり, また UM が GECOMIN に変わったことが事実として認められたという保証である」といわれる。Robert Kovar, p. 775.

(注9) 1967年5月11日, 新しい鉱業法 *Législation Générale sur les Mines et Hydrocarbures* が公布され, 鉱山は国家に属することを基本理念として新しいコンセッションが規定されている。

む す び

以上植民地時代のコンゴにおける 鉱業コンセッションの実態とその変化を述べてきた。ユニオン・ミニエール社を接収後のコンゴは日本をはじめとしていくつかの国とその資源開発のために合併

会社を作っているが, それは従前の譲許権代行会社によるコンセッションの譲許とは異なり, 実体は国家と会社間のコンセッション譲許といったものである。このコンセッション譲許制度の実質的变化は, 開発の主体性の維持という面から興味ある現象である。

コンゴは外国独占体の利権が複雑にからみあった国であり, アメリカ, ベルギー, イギリス, フランス, 西ドイツの会社は網の目のようにコンゴ経済の中にくい込んでいる。このなかでコンゴが独立国家として発展していくためには従来のようなコンセッション譲許制度をとることはその独立性を無意味にする。コンゴが資源開発の主体としての立場をとる場合にはアフリカ諸国でよく行なわれる資源の国有化が適当な手段と考えられるが, コンゴはまだこの手段を十分にとっていない。たとえばアルジェリアがコロンの土地, 企業, さらに石油を国有化したが, これはアルジェリアの社会主義化の基礎としての国有化であり, また植民地時代の残滓の一扫という脱植民地化的国有化として評価できる。これに対してコンゴにおける譲許権代行会社の解体とユニオン・ミニエールの接収はおもに国内外の政治的経済的要因によって行なわれたものといえよう。

ただ国家形成の手段として, コンゴの経済の内部に形成されていた外国利権を排除し, また主権国家として, 資源に対してその主権を設定したという評価はできよう。そしてこのコンゴの一連の措置は, 国連の国有化に対する決議と同じく(注1)コンゴの公共的有用性と安全性および国家的利害を理由としてなされ, 公共的有用性は「公益」(public utility)と合致しているものであって, きわめて必然的な措置といえる。

最後にこのコンゴの措置について, 二, 三の間

題点を述べておこう。

第1に、ユニオン・ミニエール社の接収という企業の国家的所有が行なわれたが、この事実は、アルジェリア、ウガンダ、タンザニアの国有化と違って、社会主義化の手段として行なわれたものではない。

第2に、ユニオン・ミニエール社は接収であって国有化ではないという点を指摘しておこう。国有化の基準として普通いわれるものから判断して(注2)、国有化は、(1)固有の社会的、経済的な改革過程の一環として行なわれるものであり、(2)国有化は「一般的、非人格的」な性質をもつが、収用は特定人所有の特定財産を対象としている。

ユニオン・ミニエール事件はこの意味でまさに接収といえるものである。しかし、またそれはアフリカナイゼーションの一態様ということができよう。

本稿はコンゴにおける資源に対する主権設定をそのコンセッションの変化からとらえてみたが、次にはこのような措置をうながしたコンゴ国内外

の政治的、経済的要因をさぐってみたいと思う(注3)。

(注1) 国連に「天然資源に対する主権委員会」が設置されているが、この委員会の報告は、自国の天然資源についての主権確立を決めたもので、それは総会においていく度か採択されている。

(注2) 田畑茂二郎「国有化をめぐる国際法上の諸問題」(『外国資産国有化と国際法』、東京、昭和39年)、3～6ページ。

(注3) この原稿を書いた以後において、1970年3月11日の法令によって GECOMIN は la Générale congolaise des mines (GECOMINS) と改称されることになった。鉱物会社から鉱山会社となり、(1)鉱物の調査と開発、(2)鉱石の処理、(3)粗鉱、加工品の販売を行なうこととなった。

UMの補償は、69年9月24日から15年間にわたって、UMの子会社であるブルッセル・ジェネラル 鉱石社(SGM)に対して次のように与えられる。すなわちUMの資産に対する補償と、現在の技術協力に対する報酬を合わせて、GECOMINSの生産の6%に相当する額を受け取ることとし、15年後からはSGMは技術協力等に対するものとして1%受け取ることとなっている。

(調査企画室主任調査研究員)

アジア経済研究所刊行

海外アルミ資源の開発

西尾 滋編著

A5判/324頁/¥1000

アルミニウム工業の現状と課題を概観し、さらに資源国の開発状況を国別にとらえた好著。アルミニウム工業の現状と課題／アルミニウム製造用原料資源／アルミニウム国際独占資本の資源獲得競争／各論(ラテン・アメリカ／オーストラリア／東南アジア／インド／アフリカ)／その他

援助の実態と経済政策

原 覺 天編著

A5判/274頁/¥850

援助の効果を純粋な経済問題として計量的に捉えることが極めて困難な今日、援助の実態を分析し、その実態に即した総合的な経済政策が追及されなければならない。本書理論篇は援助政策の変遷とその政治・経済的背景を追跡し、実態篇は、インド、パキスタン、台湾の最も中心的な援助プロジェクトの分析を試みた。

アジア経済出版会発売